

【 画像診断 】

4 2 大腸造影撮影（逆行性）時のガスコンドロップ内用液の注腸注入について

《令和4年1月31日》

○ 取扱い

大腸造影撮影（逆行性）時のガスコンドロップ内用液の注腸注入は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

ガスコンドロップ内用液（ジメチコン）は、消泡作用を有する医薬品であり、大腸造影撮影（逆行性）時に消泡用として注腸注入される場合があるが、当該注腸注入は添付文書に示された用法以外の使用法である。

このため、大腸造影撮影（逆行性）時のガスコンドロップ内用液の注腸注入は、原則認められないと判断した。

【ガスコンドロップ内用液 2% の用法・用量】

1. 胃腸管内のガスに起因する腹部症状の改善に使用する場合

ジメチルポリシロキサンとして、通常成人 1 日 120～240 mg を食後又は食間の 3 回に分割経口投与する。

なお、年齢、症状により適宜増減する。

2. 胃内視鏡検査時における胃内有泡性粘液の除去に使用する場合

検査 15～40 分前にジメチルポリシロキサンとして、通常成人 40～80 mg を約 10mL の水とともに経口投与する。

なお、年齢、症状により適宜増減する。

3. 腹部 X 線検査時における腸内ガスの駆除に使用する場合

検査 3～4 日前よりジメチルポリシロキサンとして、通常成人 1 日 120～240 mg を食後又は食間の 3 回に分割経口投与する。

なお、年齢、症状により適宜増減する。